



時間外・休日労働の基礎知識

36協定の締結と届け出が必須条件

労働時間について労働基準法では▷1日については、休憩時間を除き8時間を超えて、労働させてはならない▷1週間については、休憩時間を除き40時間を超えて、労働させてはならないと、定められています(法定労働時間と言います)。

もし、その時間を超えて働いてもらったらどうなるのでしょうか。それは時間外労働となり、割増賃金支払義務が生じます。さらに、法律違反となり罰則(6カ月以下の懲役、または30万円以下の罰金)の対象になります。割増賃金支払義務は分かりますが、罰則は厳しいように思われます。

日本の会社の大半には残業があり、1日8時間を超えて労働している従業員も多くいます。そこで登場するのが36協定です。

36協定とは「時間外・休日労働に関する協定届(労使協定)」のことを言います。労働基準法第36条に記載されているため、36(サブプロク)協定と呼ばれています。

36協定を届け出ること、その協定で定めた範囲で労働時間を延長し、または休日に働いてもらうことができます。つまり、「法違反となり罰則」が解除されることになります(免罰効果)。ただし、割増賃金支払義務は解除されません。

労働基準法は1日の実働8時間制、1週40時間体制が原則ですが、労働者の団体意思による同意を条件として例外を認めているわけです。使用者は、労使協定の締結・届出という手続きを踏むことで、法定労働時間を超えて、または休日に働いてもらっても、刑罰が科されることはありません。ただし、労働時間の上限があります。

36協定の効力は、締結しただけでは発生せず、労働基準監督署に届出をしたときに発生します。法定労働時間を超えて労働する、または法定休日に労働をする可能性がある場合は、必ず締結と届出が必要になります。(N)

年末調整は昨年と比べて変わった点があるようです。説明会や国税庁のホームページなどで確認をしながら進めていくものです。また、今年度も税務個別相談会の開催を予定しています。皆さまの色々な声を聞かせてください。(I)

WaSay法律事務所の代表である魚谷和世さんは大阪で弁護士として活躍後、出身地の境港にUターン。2023年1月から業務を開始しています。8月



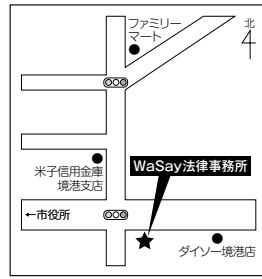
早めの相談を勧める魚谷和世弁護士

【事業所のあらまし】

事業所名 WaSay法律事務所
代表者 魚谷 和世(うおたに・かずよ)
所在地 境港市上道町465-1
事業内容 法律事務所
営業時間 9:00~18:00
定休日 土・日曜日、祝日
TEL 0859-42-6177
FAX 0859-42-6178
URL <https://law-wasay.com/>

移動したということでも事務所を訪問しました。内浜産業道路(市役所前通り)片側2車線の通りに面した広い駐車場の奥に新築事務所が建っています。入口の看板と事務所の外壁には「WaSay法

律事務所」と「相続手続サポートセンターあかしあ」と大きく二つの表示があり、玄関横には郵便受けと宅配ボックスが設置されていました。「いまだき宅配ボックスは必須だな」と思いながら事務所の中へ。早速、二つの表示について尋ねると「これからは相続関係業務に力を入れていきたい」ということで「あかしあ」と「法律事務所」の二つの体制を整えたとのこと。



「あかしあ」では相続に関する各種手続きのサポートを行い、交渉が必要になった場合には「法律事務所」で対応します。一つの事務所の中で二種類の業務をワンストップで行うことで、依頼者の

利便性が高まり、ワンストップなので料金を安くできる利点もあるそうです。相続以外では魚谷さんが女性だからなのか、女性からの相談が多い離婚問題や債務整理など、また中小企業の法務では労務対応、就業規則、契約書チェックなどの業務があります。

早めに相談してもらうことで、規則や契約の見直しで問題が起らない、大きくならない対応をしています。日々の企業活動の中にトラブルの種が潜んでいることがあり、紛争を未然に防ぐために顧問弁護士を活用して日頃から相談しやすい環境を作るのもお勧めです。現在、魚谷さんは境港

市の顧問弁護士も務めています。境港市内で唯一の法律事務所として大いに市民の頼りになる存在といえるでしょう。問題が起きる前の方が解決しやすいこともあり、心配ごと、悩みごと、気にかかることなどがあれば、気軽にWaSay法律事務所にご相談ください。(H)

税務・会計 一口メモ

福利厚生費

レクリエーションといった従業員の慰安などのために支出した費用の取り扱いは社会通念上、通常必要とされる部分は必要経費(福利厚生費)として処理することができます。ただし、日程の都合が

つかず、旅行に参加しなかった従業員に対して現金を支給するような場合は支給された従業員のみならず、参加した従業員の皆さんに対しても給与課税対象となるので注意が必要です。(M)

青申会だより

確定申告前に個別相談会

この夏は、記録的猛暑と記録的短時間大雨のニュースが連日テレビで

放送され、日本各地が大変な状況でした。心配したり、不安な気持ちになった皆さんも多かったことでしょう。

そのような中、10月9日には岡山市で青色申告会中国ブロック大会が開催され、当青色申告会からも4人が出席しました。11月になると、そろそろ年末調整の準備、あるいは確定申告に向けて帳簿の整理など、慌ただしくなります。

お客様企業の繁栄は 私たちの喜び

企業の黒字化、経理業務の効率化をサポートします

経営革新等支援機関 108231000102



税理士法人 松本会計事務所

代表社員 税理士

松本

まさ
ふみ
とみ
正
たか
考
だい
史
志
大

代表社員 税理士

松本

社員 税理士

田中

境港事務所 〒684-0071 境港市外江町3801
TEL/0859(44)6195(代) FAX/0859(44)6186
E-mail matsumoto-masatomi@tkcnf.or.jp

神戸事務所 〒651-0086 神戸市中央区磯上通八丁目1-1 テクケンビル7階
TEL/078(242)2177 FAX/078(242)2178
E-mail matsumoto-kobe@tkcnf.or.jp



ホームページも
ご覧ください